

# 松本みつはる社会保険労務士事務所 ニュースレター



## 最終号

新年 1 月

2019 年

明けましておめでとうございます。

松本です。

2019 年が始まりました。

平成の時代もあと少しで終わりそうです。

時代の流れは、実に速い！



今年は何と言っても「働き方改革」。春から数年かけて断行されます。この流れには、絶対に乗り遅れないようにしてください。

今回は特集記事でその流れをご紹介します。まずは、ここから押さえれば大丈夫です。



話しは替わりますが、

弊所のニュースレターもかれこれ 6 年以上発行してきました。我ながらよく続きました。継続は力なり。

茨城県内の経営者さん中心に、常時 200～300 社くらいにご愛読いただき、もう感謝しかありません。

ただ今回が、この形式のニュースレター**最終回**になります。廃刊の理由は、時代のスピードに応じて、もっと早く情報を届ける必要がある、って考えたからなのです。

文字で執筆して、紙に印刷して、封入して郵送。この工程には、実に1か月くらいかかってしまいます。なんとか早く鮮度の高い情報を届けたい。

そこで、**今後はEメールでの情報提供に切り替える**ことにしました。週に一回ペースのメルマガにて、随時配信していきます。

よりコンパクトにして、隙間時間に、ささっとチェックできるように工夫しお届けします。ご期待ください。



よかったら、ご気軽にお申し込みくださいませ。

引き続きご愛読いただけたら嬉しいです。

別紙、メルマガ申込シートを添付します。配信停止はいつでもできます。お気軽に！

あなたにとって 2019 年はどんな年ですか？

チャレンジ？ 飛躍？ 幸せ実現？

今年も、張り切って参りましょう！

いままでのご愛顧に、感謝！



## CONTENTS 今月のお題

01 ごあいさつ、最終回のご連絡

02 【働き方改革】 …これからの改革スケジュールとは？

# どうする？働き方改革

人手不足時代の「ひと」戦略

## これからの改革スケジュール 編

時代は変革期に！

戦後70年来の労働法大改革「働き方改革」が始まりました。

「どうすりゃいいのよ？」と嘆く中小企業経営者のために知恵を授けます！

そもそも「働き方改革」とはなんなのか？

「ウチには関係ない！」

「傍観していても大丈夫だろう」

「選挙のための票集めキャンペーンでしょ！」

・・・もしあなたが、本音では、こんなふうに思っているのなら、この記事を読んでもらって読んでください。



働き方改革とは、

戦後から続く**労働法の70年ぶりの大改革**です。

経営者にとって、毒にも良薬にもなると、お考え下さい。

これまでの労働の現場のルールを大きく変えるための本気の改革です。

安倍政権は、なぜここまで、この改革にこだわるのか？

それはこの改革が、労働問題の解決だけではなく、経済問題、財政問題をすべて含んでいるからです。

つまり成長戦略なのです。

これからの日本国の成長をこの改革にかけているようにさえみえます。単なる労働政策ではありません。アベノミクスの総仕上げだとお考え下さい。



今回の法案の成立過程をみると、政府主導が強く感じられ、監督官庁である厚生労働省の影は薄いのです。これまで既定路線は関係なく、安倍政権のリーダーシップによって強力に推進されてきました。

もうこの流れは変わらないでしょう。働き方改革をチャンスととらえるか、ピンチととらえるかは、あなた次第。

これからはじまる改革の流れをみていきましょう。

ただ、急ぐ必要はありません。実は、中小企業には特例があって、まだまだ施行日まで余裕があります。

### 働き方改革の施行スケジュール <中小企業編>

#### 第1弾： 有給休暇の付与義務

2019年4月1日～スタート

年5日の有給休暇取得を、企業に義務づけ

会社が従業員の希望を聴き、その希望を踏まえて時季を指定します。10日以上の有給休暇をもつ従業員について、この5日間は、法律的な義務です。

「ちょっと困ったな〜、どうしよう？」

ただ、あわてる必要はありません。この4月からスタートしますが、そこから1年間で(2020年の3月末までに)行えばよい。あなたの会社にとって、どのような取らせ方が都合よいのか、じっくり考える時間は、まだまだあります。

これからメディアを通して、様々な情報やノウハウが出てきそうなので、アンテナだけは張っておいてください。

#### 第2弾： 時間外労働の上限規制

2020年4月1日～スタート

働きすぎが法律で罰せられます。

残業時間に上限が設けられ、過労死や過重労働を撲滅するための法律だとお考え下さい。

大企業は先行して、2019年4月からスタートします。おそ

らくマスコミが騒ぎ、話題となるでしょう。その様子を観察しながら、一年後の中小企業の施行日までに備えることができます。

#### 原則

月 45 時間、年 360 時間

#### 特別な事情がある場合

単月 100 時間、複数月平均 80 時間、年 720 時間

上記が、残業の上限です。これを破れば**罰則**が用意されています。けっこう厳しい法規制になります。

### 第 3 弾： 不合理な待遇差が禁止

2021 年 4 月 1 日～スタート

いわゆる「同一労働同一賃金」

従業員の待遇を、会社が自由に決められた時代が終わろうとしています。会社には厳しい改革。ただ施行は 2 年後なので、あわてずに準備できます。

いろいろな雇用形態がある会社では、慎重かつ入念に取り組むべきです。正社員だけでなく、有期契約社員、パート・アルバイト、派遣社員、その他オリジナルの雇用形態・・・、正規と非正規、ここの待遇に差別的な差を設けてはいけないという規制です。

以上が、当面の間、あなたが意識すべきスケジュール。あれこれ迷っている方は、このスケジュールだけ念頭においておけば大丈夫です。ご安心を！

そして最後に、**この改革の最終的な目標**をお伝えします。これは、まだ公式発表がない話ですが、驚きですよ。

先日、東京大学教授の水町勇一郎先生の講演を拝聴してきました。

(その講演の様子→)

先生は、今回の改革の骨子をつくったと言われ、現政府の有力なブレーンです。



水町先生が強調していたことは、「賃上げ」です。最終的な目標は、**賃上げ**による経済成長。

**インフレ率 2%、賃上げ 3%を想定して経済成長**を実現するシナリオが明確になっているようです。

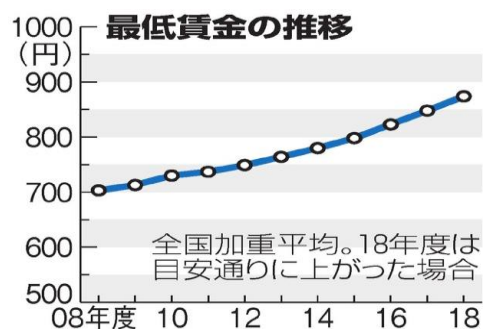
「そんなこと可能なのか？」と思いませんか？



でもこれは世界的な流れらしく、もう止められない。専門家はこう表現するらしい「**成長と分配の好循環**」。難しい話ですが、安倍総理がこれに賭けていることだけは、私にも理解できました。

ひとつ、喜べない情報をお伝えします！

国は、まだまだ**最低賃金**を上げ続ける・・・ほぼ既定路線になっているらしい。茨城は、今 822 円ですが・・・。



毎年上がり続けている最低賃金も、これから **5 年にわたり毎年約 3% 上げ続け、最終的に全国の最低賃金を平均して 1,000 円にする**というのです。(茨城県は 953 円前後?) 驚きです。国家政策として、人件費を上昇させるストーリーができあがっている話です。

「そんなの困るよ」「どうすればよいのか？」

困ったときはお声掛けください。

そんな時代を生き抜くために、私なりの支援は喜んでさせていただきます。

あなたの成長を陰ながら応援しています！

長い間、弊所ニュースレターを愛読いただき、誠にありがとうございました。  
今月号にてニュースレター(紙ベース)は最終となります。

引き続き、メールマガジン(メール)で情報を無料で配信していきますので、メルマガ  
もご拝読いただけたら嬉しいです。

すでにメールアドレスをいただいている方へは、自動的に配信させていただきます。  
そうでない方も、ご希望があれば、別紙添付の申込シートにてお申込みください。  
喜んで配信させていただきます。

個人情報の取り扱いについては、公式HPで公開しています。  
配信停止はいつでも自由に可能です。お気軽に！

またお会いできることを楽しみにしています！

**松本みつはる**



## **松本みつはる** 社会保険労務士事務所

〒312-0045 茨城県ひたちなか市勝田中央 14 番 8 号

ひたちなか商工会議所会館 3 階

T e l : 029-275-4700 (外出時は携帯へ転送) 携帯 : 090-3213-4754

F a x : 029-212-5112 (24 時間受付)

メール : [info@matsu-sharo.com](mailto:info@matsu-sharo.com) (24 時間受付)

ホームページ : <http://www.matsu-sharo.com>